

第6回 雇用・人づくりワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：令和3年2月17日（水）14:00～15:33
2. 場所：中央合同庁舎第8号館12階1224会議室 ※ZOOMによる開催
3. 出席者：
 - （委員）小林喜光（議長）、大槻奈那（座長）、菅原晶子、夏野剛、武井一浩
 - （専門委員）石戸奈々子、宇佐川邦子、島田陽一
 - （政府）田和内閣府審議官
 - （事務局）井上室長、彦谷次長、黒田次長、山西次長、渡部次長、赤坂企画官
 - （説明者）日本私立大学連盟 曄道 副会長 / 上智大学学長
 - iU（情報経営イノベーション専門職大学） 中村 学長
 - iU（情報経営イノベーション専門職大学） 古賀 副学長
 - iU（情報経営イノベーション専門職大学） 宮嶋 IM 局長
 - 文部科学省 森田 大臣官房審議官（高等教育局担当）
 - 文部科学省 塩見 大臣官房審議官（初等中等教育局担当）

4. 議題：

（開会）

1. デジタル時代の人材育成に向けた大学・高校の設置、運営等にかかる規制・制度の見直し

（閉会）

○赤坂企画官 それでは、お時間になりましたので、第6回「規制改革推進会議 雇用・人づくりワーキング・グループ」を開催させていただきます。

皆様方におかれましては、御多用中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、オンライン会議となります。お手元に資料を御準備いただき御参加をお願いいたします。

会議中は雑音が入らないよう、画面左下のマイクアイコンをミュートにさせていただくようお願いいたします。

御発言の際はミュートを解除して御発言いただき、御発言後は再度ミュートにさせていただくよう御協力をお願いいたします。

本日は、菅原委員が3時15分まで、それから宇佐川委員が3時までの御参加ということになっております。

また、本ワーキングの構成員に加えまして、小林議長、武井委員に御参加をいただいております。

また、水町委員、中室委員、御手洗委員は御欠席ということになっております。

なお、本日、河野大臣は公務のため、御欠席となりますが、本日のワーキング・グループに関しまして、事前に御意見をいただいておりますので、事務局より事前に御紹介をさせていただきます。

本日は、デジタル時代の人材育成に向けた大学・高校の設置、運営等に係る規制・制度の見直しの御議論をいただきます。

我が国の発展を支えるのは人材育成です。教育の在り方が不断に見直され、学生たち、生徒たちに最良の教育とその環境を提供していくことは国の使命です。それがまだ十分にされていないと危惧しています。

我が国の大学の教育、研究は、中国などアジアの諸大学の台頭、そして、十分変化に対応できず、世界トップレベルとは言えない時代が続いています。新型コロナウイルスにより大きな社会的変化が生まれている今こそ、大学教育、高校教育のあり方を見直すチャンスです。

社会変化に即応したカリキュラム、多様な専門分野を持つ教員の登用、オンラインと通学を組み合わせた最適な学び方の実現など、学生、生徒にとって最良の教育環境を一刻も早く実現していかななくてはなりません。

今日は、最前線にいらっしゃる現場の声を伺います。日々、学生、生徒と向き合っている教育の現場にとってはベストな環境を実現することが、教育改革の基本です。文部科学省は、本日の議論を踏まえ、一刻も早く、質の高い教育環境実現に向けて動き出してください。委員の方々の積極的な御議論をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

それでは、以後の議事進行につきましては、大槻座長にお願いしたいと思います。

大槻座長、よろしくお願いいたします。

○大槻座長 ありがとうございます。皆さん、本日もよろしくお願いいたします。

早速、本日の議題に移りたいと思いますが、一点、いつもどおりなのですが、注意事項がございます。時間が限られた中で、質疑応答が充実したものになりますよう、質問に関しては、簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、本日の議題「デジタル時代の人材育成に向けた大学・高校の設置、運営等にかかる規制・制度の見直し」に入りたいと思います。

本日は、一般社団法人日本私立大学連盟様、情報経営イノベーション専門職大学様、文部科学省様にお越しいただいております。

まず初めに、一般社団法人日本私立大学連盟様より、御説明をお願いしたいと思います。

本日は、御説明者として、日本私立大学連盟副会長・上智大学学長の曄道佳明様にお越しいただいております。

それでは、曄道様、10分程度で御説明のほうをお願いします。

○曄道副会長 皆様、こんにちは。日本私立大学連盟副会長の曄道でございます。よろしくお願いいたします。

11月のヒアリングに続きまして、私大連の考えを説明させていただく機会をいただきましてありがとうございます。

今回は、先ほどの大臣のお話もありましたけれども、デジタル時代に向けた新しい大学教育の展開のために、どのような規制緩和が必要かということについて、お話をさせていただければと思います。

資料の1-1を御覧いただきたいと思います。

日本私立大学連盟の基本的な考えとしては、このコロナによる社会変化というものを、我々の教育の発展という契機と捉え、デジタルによる新たなグローバル化あるいはリカレント教育の発展、そして、大学間の連携といった新しい環境の創出に努めたいと考えております。

まず、大学設置基準の見直しに関しまして、これは前回も申し上げましたけれども、デジタル化を推進するのであれば、遠隔授業の上限単位、それから大学の施設といった基準は実情にそぐわないと考えております。

現在、遠隔授業の上限単位は60単位ということになっていますが、現在、多くの大学で、一つの授業において、対面型と遠隔型を組み合わせたハイブリッド方式というものを取り入れていますけれども、当該授業で修得した単位が対面授業なのか、あるいは遠隔授業とカウントされるのかということも定まっておられません。まず、大学は数多くのカリキュラムを編成しておりますので、文部科学省におかれては、現状では少し緩和をしていただいているわけですが、早く出していきたいと思います。

質の高い授業が提供されるという成果主義に立てば、遠隔授業か、対面授業かを単位数で区分する必要も、もはやないのではないかと思います。

教育の自由度を大学に与えていただき、また、学生の学びの自由度を高めるという意味においても、多様で個性的な学びを推進するために、この単位数の上限は緩和していただきたいと考えます。

また、施設の規制に関しましても、感染予防、あるいはデジタル化を進める上で、自学自習のスペースが、これまで以上に必要になります。

しかし、現行の基準では、この自学自習のスペースは教室面積に含まれません。また、複数のキャンパスを持つ大学においては、キャンパスそれぞれに必要な施設、図書館、体育館、あるいは、もちろん教員の配置といったことが負担になっておりまして、必要性の低い空間を効率化して、コストを下げながら新しい教育環境を作るということを進めたいと考えており、そうした工夫が可能となる規制緩和が望まれます。

先ほどもお話に出ましたリカレント教育に関しましても同様に、社会人の利便性を考えて、やはり施設要件などの規制を直すべきだろうと考えております。

次に、卒業単位についてですが、この単位制度そのものの見直しを提案させていただきたいと思います。

今後、科目数あるいは授業回数などの柔軟な運用が求められることになると思いますが、

単位制度そのものを見直さないと、この多様な学びというものを実現することは難しいと考えております。

大学設置基準第23条では、10週または15週にわたる期間というものを単位として行うと定められております。この中で、教育上の必要があり、かつ十分な教育効果を上げることができる場合には、この限りではないという緩やかな規定があるわけですが、一方で、大学設置基準の第21条第2項においては、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成するとあります。

いわゆる単位を時間規定で考えるのではなく、これからは時間管理から成果管理に変えていく必要があるのではないかと思います。

また、大学設置基準第32条の卒業の要件に関しましても、現在、大学に4年以上在学し、124単位以上を習得するとありますが、この4年以上という規定が、例えば、今、秋学期の入学、9月中旬に入学した学生が4年後に8月下旬、9月初旬を入学時期とする海外の大学院には入学できないということになってしまっています。これからのグローバル化の時代には、このような厳格な卒業要件も緩和されるべきだろうと思います。

さらに、学生の定員管理につきましても、デジタル化や、あるいは学生のキャリアの多様化を推進するに当たって検討課題の1つになるだろうと思います。

現在の学部、学科単位で厳格に管理している方法から、大学全体あるいは複数年で管理するところに移行しないと、留学生や社会人の取り扱いに対して、柔軟性を持つことができません。

同時に、教員数につきましても、大学設置基準には、学部の種類や規模に応じた専任教員数が定められていますが、学部の種類に応じた専任教員数にかなりの違いがあります。学生の収容定員の刻み幅を縮小するなどして、収容定員に対する専任教員の配置についても緩和をしていただきたいと思います。これによって、各大学が人材の有効活用を図ることができ、結果としては教育カリキュラムの多様化に進むと思います。

規制を緩和し、デジタル化を活用するという視点に立ちますと、大学は新たな大学間連携というものに1つの方策を見出すわけですが、地方創生あるいは地方の大学の活性化の観点ということにおいても、オンライン授業を活用することによって、地域間の連携だけでなく、複数大学をつなぐ大学連携教育プログラム、あるいは地方と首都圏の大学との連携といった様々な可能性が生まれます。また、学生自体のクロスアポイントメントといったような新たな制度を模索することも可能になりますし、地元にいながら学びの選択肢を広げ、地方の活性化につながるというケースもすることができるであろうと思います。

このような連携を進めるために、各大学の定める学位授与あるいは教育課程の編成・実施に係る方針との整合性に留意した上で、他の大学、専門職大学または短期大学における授業科目の履修等による単位互換の上限数（60単位）についても見直していただければと思います。

これまで御説明したような規制の緩和につきましては、その規制を緩和していただくことで教育の自由度を上げるために、当然、教育の質の保証ということがセットで考えられるべきということは言うまでもありません。そうでなければ、日本の高等教育は、国際的な沈下を招くことになりまして、信頼を失うことになるということも、我々、大学人は、常に意識をしているところでもございます。

全ての大学は、認証評価機関から定期的に点検を受けております。今後、それぞれの大学が教育成果を可視化しながら、あるいは内部質保証をしっかりと確立しながら、認証評価機関において、より自律的な評価制度を高めていただき、大学の教育の質を担保する。そして、我々は、その情報をしっかりと発信していくという体制が取ればと思います。

最後になりますが、規制の緩和と、質の高いデジタル化授業への戦略的な国の財政支援をお願いしたいと思います。

また本年度は、国の予算で大学に対するコロナ対策への様々な支援を措置していただきました。しかしながら、補助事業につきましては、交付決定を受けてから交付対象事業に着手することが原則となっているため、先んじて意欲的にコロナ対策あるいはオンライン環境の構築といったことに取り組んでいた大学が対象とならないといったケースも出てまいりました。

特に、今回のような緊急事態の場合ということについては、予算執行の在り方についても、柔軟にお考えいただければと考えるものでございます。

日本私立大学連盟からは、以上でございます。ありがとうございました。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、情報経営イノベーション専門職大学様より、御説明をお願いしたいと思います。

御説明者として、情報経営イノベーション専門職大学の学長様、いらっしゃっていただいていますでしょうか。

○古賀副学長 すみません、学長の中村が、ちょっと間に合っていないようなので。

○大槻座長 分かりました。副学長の古賀様でよろしいですか。

○古賀副学長 古賀と申します。よろしく願いいたします。

○大槻座長 よろしく申し上げます。

それでは、古賀稔邦様、そして、イノベーションマネジメント局長の宮島徹雄様にお越しいただいております。

後ほど、中村様もジョインされるということで伺っています。

それでは、10分ほどで、御説明のほう、よろしく申し上げます。

○古賀副学長 このたび、専門職大学制度を受けまして、私ども情報経営イノベーション専門職大学が、昨年4月に開学をさせていただきました。

この制度自体に対しましては、我々、もともと電子学園という学園が、専門学校を運営してきたのですが、それに合った大変よい職業人を育成する大学の制度だということで、

これに対しては大変高く評価していますし、大変感謝しております。

2019年11月に認可を受けさせていただきましたが、申請時に有ったいろいろなことについて少しお話をさせていただきます。

○大槻座長 ミュートオフをお願いします。

○古賀副学長 すみません。自然になってしまいました。

専門職大学制度がスタートした2019年に3校、昨年4月に8校、合わせて今、11校が専門職大学として開学しております。

その11校で、専門職大学コンソーシアムといったものを発足いたしまして、11校で力を合わせて専門職大学制度を、さらに広めていきたいといったことで、様々な取組を、今、行っているといったような状況でございます。

その設置、また、これまで運営してきたことでの問題点として、我々が考えているのは、資料1-2に示した2点でございます。1つは「1. 専門職大学の特色をより生かして、魅力的な大学の設置を促すために、優れた教員の採用と、実務家教員の採用の面と、民間ビジネスの実態に合わせた環境整備を用意すること」について挙げさせていただいております。

具体的に申し上げますと、実務家教員の採用面、これは、専門職大学では4割以上の教員が実務家教員でなければいけないといった決まりがございます。さらに、その半数が研究実績のある人、実務家であり、研究教員であるといったことが、認可を受けるための条件となっています。

この実務家の研究実績についてが、あまり明確な定義といったものが、我々のほうでは把握できませんで、というか認識できなくて、最終的には、大手の、私どもの大学は、いわゆるICTの分野の教育も行うということで、大手の情報通信企業の研究職の方になっていただきました。分野によっては、なかなかそういった研究職にある方が、例えば、専門職というと、理容とか美容とか、また、調理とかといったような分野もあろうかと思いますが、そういったところの実務家で研究をしている方というのは、なかなかまれなのではないかと、そういったところが懸念としてございまして、そういった点の是正等がなされると、より良いかなといったことを考えております。

また、実務家の教育実績に関する部分ですが、もちろん、大学等で講師等を実務家としてなされている方も多数いらっしゃいますが、それ以外の実務家としての教育実績というところが、余り基準が明確ではないと。

例えば、ITの研修をなりわいとしている企業の方であれば、それは、実務家の教育実績になるということの判断のようなのですが、それ以外、例えば、電子学園でいうと、そもそも専門学校で教育を行っていたというような方々については、それが教育実績には認められないといったようなことがどうもあるようで、その点については、少し再考していただくとより良いのではないかという問題意識は持っております。

続きまして、施設の部分についてですが、これは、専門職大学だからということでは、

多分ないと思うのですが、図書館の本は、どうも紙媒体の本であるということが、申請時には求められていると、我々は認識していました。

これからは、DX時代ということを考えますと、必ずしも紙の本でなくてもいいのではないかとこのように考えております。

それと、これは、専門職大学では、体育館を必置の施設と言われておりますが、これもなかなか都心にある場合に、体育館を自分たちで設置してというのが、直接専門職の教育にどれだけ、それが寄与しているのかといったことを考えると、少し見直していただくとよいのかな、と考えております。

あと、教員の個室ですね、研究室についても、その妥当性について再考いただければと思っております。

あと、もう一つ、これは私どもの大学が申請するときに、経験したことなのですが、大学の名称が、なかなか自由につけられないといったところがございますが、それは、御指導いただいたところでは、大学の教育研究を象徴する名前であればいけないといったようなことを御指導されたのですが、その点についても、少し明確な定義をしていただくと、申請時に、それに沿って申請すれば、「これでは駄目です」と言われなくて済むのかなというふうなことを思いました。

続きまして、もう1つの「2. オンライン授業の強化のための学校のDXに合致させること」、これは、先ほど、日本私立大学連盟様でもお話がありましたが、メディア授業の単位数の制限、60単位までとされているところ、特に、今年度、コロナ禍などですと、なかなかそれが、かなりの制限になるのかなと考えております。

もう一つは、これは専門職大学で言われていることですが、40名以下で、授業を全部やらなければいけないということが決められております。

もちろん、実習、演習等につきましては、人数の制限40名以下というのは、かなり妥当な制限だと思いますが、いわゆる知識、理論のところを伝達する授業なのであれば、必ずしも40名以下でなければいけないということでもないのではないかなといったことを、我々のほうでは考えております。

もう一つ、認可の手續に当たってなのですが、これは、かなり膨大な資料を、全て紙で印刷して、ファイルにとじて、そのセット、50セットぐらい文部科学省様にお送りするといった手續があるのですが、これが、いわゆるデジタル化の今日であれば、必ずしも紙で印刷してファイルを50セット作ってお送りしなくても済むのではないのかなといったことを考えております。

大変簡単ではございますが、私どものほうからの御説明は、以上とさせていただきます。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、夏野委員から御説明をお願いいたします。10分程度でお願いできればと思います。

○夏野委員 僕のほうでは、高等学校に関する規制のことについてまとめてまいりました。

資料1-3です。

大体読んでいただければ、お分かりになるように書いてありますけれども、まず、1番に関しては、やはり、施設、設備要件は、大学さんのほうにも出ているように、高等学校にもあって、ちょっと見ていただくと、ここに120人以下は、別添の資料の参考にありますけれども、こういう細かいことが全部決まっています、教室、図書室、保健室、職員室とか、きめ細かになっているのですけれども、オンラインということが、どんどん普及していく中で、この見直しというのは、やっていただいたほうがいいのかなということが1番です。

2番に関しては、1単位当たりの授業数ですけれども、これは、一律に標準授業時間をこなすということになっているのですけれども、最近、皆さんもお分かりのように、高校によっては、例えば、進学校などだと、一律に2年生までで全部終えて、3年生では、完全に受験勉強だけをやっているとか、あるいは、最近だと、帰国子女も多いので、英語の授業なども見ると、先生よりも英語が十分できるのに、すごく初歩的な英語からやらなければいけないとか、一律性というのが、必ずしも世の中に、一般的に適用できないにもかかわらず、高校生のレベルになっても、まだ、一律性というのがあって、一方で、最近ですと、本当に高校生でも、かなり専門性の高い分野に関しては、独習でどんどん進んでいる生徒もいて、そういう生徒が1年生の段階で、例えば、数学の数Ⅲなどをやろうとしても、それは絶対に無理だとか、そういう一律性というのが、この時代に合っていないのかなと。

オンラインが入ってくると、一律性というものの口実性もなくなっていきますので、ここも見直す必要があるのではないかとということが書いてあります。

3番は、遠隔、オンラインの話ですけれども、これは、いわゆる通信制ですと、認められているようなことでも、全日制とか定時制では認められていないものがたくさんあって、この間、ずっと規制改革会議でも議論されているようなこと、オンラインの上限の問題とか、あるいは、ビデオ授業の場合、受け手側にも専門性のある先生がいなければいけないとか、これは、見直さなければいけないことではないかということが、ここに挙げてあります。

4番もそうです。

これは、単位の取得に関しての見なし判断というのを厳密に受けないと認められないということをやっている限りにおいて、生徒の状況に応じたことができないのではないかとことです。

それから、5番は、試験なのです。試験を実施しなければいけなくて、通信制でも、やはり自宅受験というのは、カンニングされるということなのですけれども、今、暗記を中心とした、その一瞬だけ覚えていれば、とりあえず、学習したことになっているという試験の形式も含めて、これは、どういうふうに成果を認めていくかというのは、少し多様にしていってほしいのではないかとということが、ここに書いてございます。

それから、教科書なのですけれども、教科書は、デジタル教科書という議論があるので、すけれども、2分の1制約とか、紙の教科書と併用しなければいけないということだと、ほとんどデジタルの意味がないので、そういう意味では、もう少し、ここの制約も考えたほうがいいのかということです。

7番は、教職員の配置で、特別免許状、これは、iuさんの話も出てきていますけれども、特別免許状という制度はあって、社会人の特別免許を持つ先生が入れるようにはなっているのですが、2割を超えて配置する場合には、3年以上の学校勤務経験がなければいけないとか、結構、人数を増やす、スケールすることが結構難しいようなものもいっぱいあるので、これも見直したほうがいいのかということです。

それから、8番は、大学さんでは、認められているのですけれども、いわゆる高校では、学校間連携というのは、基本的に、その科目がない高校が、ほかの高校の科目を認定するのは、認められているのですけれども、同じ科目というのは、認められていないのですが、オンラインを使えば、すごくいい先生の授業を複数の学校でシェアするとか、同じプログラムを複数の学校でということは、十分スケールするし、質を下げないものでもあるので、オンラインというものが入ってくることを前提にした場合に、この学校間連携というものも、もっと進められるチャンス、これは、逆にチャンスではないかと思っております。そういう点でまとめております。

9番、高校の場合なのですけれども、これは、指導要録というのがあって、この指導要録のフォーマットが、結構ばらばらになっていまして、転校とか転学とかをする生徒が、結局、あまり参考にならないと、だから転校した方には、割と不利になるような形になっているので、これは、規制緩和という観点ではなく、指導要録というのは、全国に1つのフォーマットにしてもいいのではないかと、むしろ、ばらばらにしている意味というのが、あまりないのではないかとということで、こちらに書いてございます。

次以降は、具体的な条文とかを書いておりますので、ここで、大体、今、高校で、規制上で課題がありそうなことを整理してみました。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きます、文部科学省様より御説明をお願いしたいと思います。

御説明者として、文部科学省大臣官房審議官、高等教育局御担当の森田正信様、大臣官房審議官、初等中等教育局担当、塩見みづ枝様にお越しいただいております。15分程度で、御説明のほうをよろしく申し上げます。

○森田大臣官房審議官（高等教育局担当） それでは、まず、大学のほうから、資料1-4に基づいて御説明申し上げます。

おめぐりいただきまして、御説明内容ですが、3つの項目でございます。

まず、最初の項目の次の次のページですが、大学設置基準等について、これまでの議論や、その見直しの状況についてでございます。

このスライドは、平成30年11月、中央教育審議会において、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」という答申が出されています。

その中で、下半分のところがございますが、学びの質保証の再構築ということで、下から2つ目のところにありますように、大学設置基準の見直し、先ほど御指摘いただいた定員管理でありますとか、設備等についての見直し、これについても提言がされておりました、その検討が、現在行われているところでございます。

次の項目が、大学の質保証システムの現状でございます。

先ほど、曄道先生からもございましたように、我が国の質保証システムは、下にあります大学設置基準、それから、左側にあります、大学や学部等を新設する際の設置審査、こういう事前チェックと、それから、右側にあります、7年に一度の認証評価や、内部質保証、あるいは社会への情報公表、そういった事後チェックという仕組みで全体が構成されています。

これら全体のシステムについて、その見直しの議論を始めているところでございます。

次でございますが、上にありますように、学校教育法において、学校設置者は、設置基準に従い、これを設置しなければならないと。

下の大学設置基準でございますが、大学を設置するのに必要な最低の基準として、大学設置基準が定められています。

次のスライドにございますように、大学設置基準において、組織や教員の資格、収容定員、教育課程、校地、校舎等の最低基準をそれぞれ規定しているところでございます。

次のスライドが、設置認可についてでございます。大学や学部等を新設する場合、大学設置・学校法人審議会での審査を経て、文部科学大臣が認可をすることになります。

ただし、真ん中の※印にありますように、学位の種類、分野の変更を伴わない、学部や学科等の設置については、届出でできることになっております。

設置認可の流れは、この下に記載のとおりでありまして、大学を新設する場合は10か月、学部等の新設の場合は5か月、設置審での審査を受けるということでございます。

次のスライドで、設置審における審査でございますが、大学設置基準等に基づいて、その設置計画について、趣旨、目的、教育課程、それから、必要な教員が置かれているかどうか、設備が適切かといった観点で審査が行われます。

次のスライドでございますが、先ほど、古賀先生から御指摘がありましたが、設置審の審査が従前は確かに紙媒体で行われていましたが、規制改革実施計画を踏まえまして、本年、令和3年以降、電子媒体での提出を可能といたします。

それから、申請者からの事務相談等については、オンラインに切り替えるということを図っているところでございます。

次以降が、検討の状況でございます。

中央教育審議会の大学分科会のもとに、質保証システム部会を設けておりまして、左下に論点を掲げていますが、この中にありますように、大学設置基準、設置認可審査の在り

方、それから、定員管理の在り方、オンライン教育に伴う質保証の在り方、これらを論点として検討中でございます。

次のスライドに、その部会の今後の論点を記載しています。

例えば、右のちょうど真ん中の辺りですが、定員管理について、入学定員から収容定員、学部単位から大学単位で、単年度単位から複数年度単位に見直すことについてどう考えるか。

曄道先生から御指摘のあった点なども含めて、こういった論点について検討を始めているところでございます。

次でございますが、総理の下に設置されている教育再生実行会議においても、ポストコロナ期における新たな学びの在り方について検討が行われております。

最後のスライドでございますが、高等教育ワーキング・グループが設置されておりまして、一番下の3. のところに、対面とオンラインとのハイブリッド化などの状況に対応した質保証の在り方、大学設置基準の弾力化なども、この総理の下の教育再生実行会議でも検討されておりまして、5月頃をめぐりに取りまとめが行われますので、それも踏まえて、今日、曄道先生や古賀先生から御指摘をいただいた点も含めて、中教審で審議をしてみたいと考えております。

大学については、以上でございます。

○塩見大臣官房審議官（初等中等教育局担当） それでは、続きまして、高等学校教育関係について御説明いたします。

今、夏野委員から課題として提起いただきましたことを踏まえまして、現在の状況についてお話をさせていただきます。

1 ページめくっていただきまして、大きく4点でございます。

まず、1点目、高等学校設置基準の関係についてお話をさせていただきます。

資料の3ページでございます。

高等学校設置基準でございますけれども、これは、高等学校の施設、設備等を定める国の基準でありまして、最低基準として設けられているものであります。

現行の設置基準につきましては、平成16年に全部改正を行いまして、かなり弾力化、大綱化を図ったという状況でございます。

特色ある高校づくり、あるいは構造改革特区における緩和の御提案というものも踏まえて、かなり大幅な緩和をしておりまして、改正の基本的な方針にありますように、最低基準であるという点は明確化して、最低限の内容を記載すると改めましたことですか、あるいは、地方分権を一層推進するという観点から、できるだけ弾力的な規定にするということでありまして、例えば、校舎面積等の基準につきましては、一定の数字をもってお示しした上で、地域の実態その他により特別の事情があり、教育上支障がない場合には、この限りではないという弾力的な規定を置かせていただいたところでございます。

4 ページのほうを御覧いただきますと、先ほど、少し御指摘いただきました、校舎に備

えるべき施設について、改正前と改正後の状況をお示ししておりますけれども、改正前は、こちらにございますように、かなり多種多様な教室等々について規定していたわけなのですけれども、改正後につきましては、教室、図書室、保健室、職員室という形で、高等学校教育を進める上では、最低限必要なものに限るという規制にさせていただいたと、我々としては考えているところでございまして、高等学校教育の質を確保していくという観点から、まさに最低限の基準とさせていただいたという認識で、現在、いるところでございます。

続きまして、今年の1月に中教審答申が出されておりますけれども、その概要等について、先ほど、お示しいただきました課題の論点を主にピックアップしながら御説明させていただきます。

まず、初めに、高等学校の通信教育の質保証の関係でございまして。高等学校の通信教育につきましては、そこがございますけれども、かつては勤労青年が多く通う学校ということになっておりましたけれども、最近では、15歳から18歳までの生徒の割合が非常に高くなってきているところであります。

また、通っている生徒も、不登校あるいは中退の経験者を含みまして、非常に多様な背景を持つ生徒さんたちが通ってきているという状況にございます。

次のページでございまして。

一方で、実は残念ながら、通信制の課程につきましては、教育上、不適切であると指摘をいただくような事例もかなりあったわけございまして、平成27年にウィッツ青山学園高等学校というところの事案がございまして、かなりマスコミでも取り上げられましたけれども、一部の通信制高校におきます違法で、不適切な学校運営あるいは教育活動というものが明らかになってまいりました。

また、これまでも様々な取組を進めておりますが、近年でもいまだにいろいろな課題がございまして。

課題の例としまして、点検調査で確認したものを幾つか載せておりますけれども、例えば、生徒が独自に行ったアルバイト活動を特別活動の時間としてカウントするという事例でありますとか、あるいは、少し下にまいりまして、今、サテライト施設という学校側が設けます面接指導等を行う施設におきまして、担当教科・科目の教員によらない指導が行われていた。あるいは、その施設面の制約から理科や家庭科等の実験・実習等が十分行われていない事例があった。

非常にずさんな教育実態というものが、一部の学校であるということも指摘されておりました。中央教育審議会からも、この改善に向けた取組が必要であるという提言をいただいております。

次のページですけれども、今回、現行制度下では、先ほど申し上げましたサテライト施設につきましては、法令上の位置づけがなく、それぞれの水準が所轄する都道府県によって差異があるという現状がございましたけれども、サテライト施設は面接指導や添削指導

等をサポートする施設であるということで、生徒にとって、非常に重要な意味を持つ施設であるということ踏まえまして、それにふさわしい適切な教育環境を共通に整備するべきではないかと考えているところでございます。

この答申の提言を踏まえまして、現在、改善しようと考えております方向性ですが、サテライト施設に関する、実施校、本校といたしますか、そもそもの学校の責任も明確化し、実施校の責任の下で、サテライト施設において、どのような教育活動が行われているのかという情報を開示するということ。

あわせて、サテライト施設につきましても、面接指導等を十分に行うためにふさわしい最低限の教育環境を確保するという観点から、実施校と同等の教育環境が備えられるよう、先ほど見ていただいた設置基準がそれに当たりますけれども、共通の基準を明確化していこうではないかというふうに取り組みたいと考えているところでございます。

これは、いずれも通信制高校で学ぶ生徒の教育の質をしっかりと確保し、その学習環境をよりよいものにしていくという観点から、最低限通信制高校に、今回、求めたいと考えているものでございまして、このことを通じて、通信制高校、それぞれの特色を發揮いただいて、より充実した教育を行っていただけるようにということを考えているところでございます。

次のページを御覧いただければと思います。

遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの関係についてでございます。

次のページを御覧いただければと思います。

基本的な考え方ということで、これは、先ほどの中教審答申でも示されているものでございますけれども、今後、ICTは教育における基盤的なツールとして必要不可欠であるという前提。

それから、さらにSociety 5.0の時代だからこそ、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶということの意味も一層高まっているという点、こういったことを踏まえまして、対面による指導と、遠隔オンラインによる指導、これを適切に組み合わせ、ハイブリッド化することで、今後、子供たちの教育の質を一層高めていこうということでございます。

その際には、外部の専門人材、専門機関の皆様のお力もお借りしながら、個別最適な学びと、協働的な学びを併せて実現することで、子供たちの可能性を引き出す教育を実施していきたいということで御提言をいただいております。

また、このオンライン教育につきましては、規制改革推進会議のほうからも、令和2年12月22日に決定をいただいているところでございまして、オンライン教育につきまして、下の枠囲みに書いてございますけれども、災害を含めた非常時に、今後後退することなく、対面に相当する効果が得られるとされる状況であれば、オンラインを活用した教育を実施した場合に、特例の授業として認めるということ。

また、デジタル時代にふさわしい仕組みとして、教育現場におけるICTを活用した新たな取組が、それぞれの希望、発達段階に応じた形で行われるよう、一層の充実のための具体

的な検討を行い、令和2年度中に取りまとめ、必要な手順を踏みながら早期の措置を図るということをご提言いただいているところでございます。

これらを踏まえまして、現在の取組として考えているものについて御説明いたします。

まず、臨時休業期間中における学びの保障という点でございますけれども、現状、こうした臨時休業期間中等におけるオンライン学習を含む学校が課した家庭学習について、その成果を学習評価に反映することができるとする。

また、一定の要件の下では、対面での再指導を不要とするということを可能としておりますけれども、今後の取組につきまして、今後、他の感染症、災害等により児童生徒がやむを得ず登校できない場合においても、同様の取扱いを可能としようと考えているものでございます。

それから、先ほど、御説明いただきました、この決定の中にございます、特例の授業という点につきまして、現在、制度設計を詰めているところでございまして、こうしたオンラインを活用した教育を実施した場合、特例の授業ということで認められるようにという措置を、令和3年4月から実施することを目指して、現在、準備を進めております。

その次でございます。不登校の児童生徒あるいは病気療養児に対する学びの保障という点でございますけれども、GIGAスクール構想におきまして、一人一台の端末が整備されるという状況になってまいります。これを活用し、受信側に教育の配置を求めることなく、不登校、病気療養の場合でございますけれども、こういった子供たちが、同時双方向での授業配信も活用した学習を円滑に行うことができるように、一層取組を進めてまいります。

次でございます。

高等学校における遠隔教育の充実という点でございますけれども、現在、36単位を上限という規定はございますけれども、これにつきましては、単位数の算定を弾力化しまして、より多くの授業で遠隔授業を取り入れて実施することができるようにということを考えております。

また、令和3年度からは、中山間地域や離島における高等学校を含めたネットワークを構築して、遠隔授業の行う取組を予算で支援していきたいと考えておりますけれども、この授業におきまして、受信側の教室に、教員の配置に代えて、実習助手や学習支援員などの者を配置することについて特例的に可能とし、受信側の体制の在り方について、実証研究をしていきたいと考えております。

駆け足で恐縮です。

次に、学習指導要領そして指導要録の関係についてでございます。

まず、教育課程の編成の関係で、先ほど、御指摘がございました、個人の修得度合いに応じて、標準授業時数等によらず、柔軟に単位を見てする仕組みというものを考えるべきではないかという点について、現状の制度あるいは考え方でございますけれども、高等学校につきましては、義務教育と違いまして、現状では、かなり教育課程の自由度というのが認められております。

その観点から、その資料でいきますと、②のところでございますけれども、高等学校において履修することが求められている教科・科目等につきまして、その単位数につきましては、増単、減単と言っておりますが、単位数を一定増やしたり、あるいは減らしたりということが各学校の判断でできるということになっております。

ですので、ここにAコース、Bコースと示しておりますけれども、例えば、Aコースでは、非常に数学が得意で、高度なことを学びたいという生徒さんに対応する方法としまして、通常、数学Ⅰは3単位なのですけれども、それを2単位に減らし、その代わりに学校設定科目として数学発展という科目を設けて取り組んでいただく。あるいは、余り数学が得意ではなくて、中学の部分からを含めて、基礎的な部分をやり直したいというニーズがあるお子さんについては、基礎数学というようなものを設けて、さらに、数学Ⅰについては4単位を増単して、時間をかけてマスターしてもらうというようなことも可能になっております。

また、③の個に応じた指導の充実ということで、補充的な学習、発展的な学習というものを積極的に取り入れて、活動の改善を図っていただくということは、かねてより呼びかけているところでございまして、今回、一人一台端末が整うということで、さらにICTを活用しながら、一人一人の習熟の状況に応じた学習指導というものがやりやすくなっていくのではないかと考えているところでございます。

その次は、指導要録の話、時間の関係で、詳しい御説明は省かせていただきますけれども、今、指導要録につきまして、電子化を推進するということは、文科省でも取り組ませていただいております。

現在、指導要録につきましては、一番下のところにありますけれども、APPLICという団体におきまして、教育情報アプリケーションユニット標準仕様というものが策定されておりまして、校務支援システム、これは、高校では、現在79%程度の導入状況ですけれども、これにおける指導要録のデータ項目の標準化をしていただいております。

これは、各設置者が導入することで、円滑にデータ連携ができるようになるというものでございまして、引き続き、文科省としましても、このAPPLICとも連携させていただきながら、より指導要録の電子化が円滑に実施できるように進めていきたいと思っております。

最後でございます。デジタル教科書の点でございます。

デジタル教科書の件につきましては、この資料の右のほうにございますように、現在、授業時数の2分の1に満たないことという基準があるわけですけれども、この件につきましては、文科省の有識者会議でも議論をいただきまして、撤廃するという方向で、現在、作業を進めております。

続きまして、ここがございますように、令和3年の4月からは、各教科等の授業時数の2分の1に満たないこととする基準については撤廃ということになりまして、例えば、ある教科につきまして、全てを、デジタル教科書を用いて指導するということも可能になってまいります。

このデジタル教科書の在り方につきましては、先ほど申し上げました有識者会議におきまして、さらに検討を続けてまいりまして、2年度中に中間まとめ、3年度夏頃までに取りまとめをいただくというスケジュールで検討作業を進めております。

すみません、残りの箇所、全部を御説明できなかった部分については、また、御質疑の中でも必要があれば、お話をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答のほうに入りたいと思っておりますが、事前に、本日御欠席の中室委員から御意見、御質問をいただいております。

こちらを事務局のほうから御紹介いただいて、その後、少し、それについての文科省の方からの御回答、御意見をいただければと思っております。

その後で、皆さんのほうから御質問、御指摘をいただこうと思っております。

それでは、赤坂企画官、お願いできますか。

○赤坂企画官 事務局でございます。

それでは、中室委員からの御意見のほうを、御紹介させていただければと思っております。

中室委員からは、3つ御意見をいただいております。

まず、1つ目でございますけれども、本日、御説明いただいた定員に関する御意見、御提言に関連するところがございます。

リカレント教育など社会人の効果的・積極的な受講環境等の整備のためには、出ていました定員の融通性に加えまして、単位の授与であるとか、それから、従量制など、授業料の積極的な見直しは密接不可分の関係にあると思っております。

さらに、学びたい授業の選択等に関連する単位互換なども含めて、これらの制度を、関連性を意識して一体的に見直すべきではないでしょうかというものが、1つ目の御意見でございます。

2つ目でございますけれども、私立大学連盟様や文科省様としても御検討いただいておりますところがございますが、大学教員に一層の質保証が求められていく中、どのような質を求めるかという観点も必要だと思っております。

この点、従来からの参入規制を厳しくするより、出口の観点から見た質保証を確保し、例えば、就職やキャリアパスへの影響などで評価し、その観点で質の保証を確保すべきではないかと考えます。

教育再生実行会議では、御説明のとおり、方針等の議論は行われていますが、具体的に文部科学省として目指す取り組み方やその反映スケジュールを示していただければと思っております。

こちらが2つ目の御意見でございます。

それから、3つ目でございます。

本日いただいた課題・問題は、通信制の場合、クリアできているものも多いのではない

かと思えます。通学制・全日制と通信制は御説明のとおり、それぞれ趣旨・背景は異なるものですが、オンライン・ICT化を進めていく中、同じ大学・高校の設置基準である以上、両者の統合を進めるべきではないかと思えます。

この観点で、具体的に御検討されているのであれば、いつまでに、どのような検討・整理を経て進める予定であるかを示していただければと思えます。

こちらの意見をいただいております。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、今の3点について、まず、文科省の方からお願いできますか。御回答のほうをお願いします。

○森田大臣官房審議官（高等教育局担当） 文部科学省の森田でございます。

最初の説明にも申し上げましたとおり、中室先生から御提起いただいた点も含めて、現在、中教審の大学分科会の中に、質保証システム部会を設けて検討中でございます。

さらに、教育再生実行会議においても、大学設置基準の弾力化について議論がなされており、本年5月にその取りまとめが行われる予定でございます。それを踏まえて、より詳細、具体的な検討を中教審で行う予定でございます。

したがって、現時点で、御質問いただいた事項についてどうするかということについては、まだ、検討中ということでございますけれども、中室先生は、教育再生実行会議の委員でもいらっしゃいますし、曄道先生は、大学分科会の委員をずっとお務めいただいておりますので、御提起いただいた論点も十分踏まえて、しっかり検討してまいりたいと思っております。

○大槻座長 ありがとうございます。

5月の取りまとめというところまでは、スケジュール感が分かったところですが、それ次第で、そこからさらに何年かけて詳細を詰めてという形だと、恐らく、今の社会ニーズの早急な変化に耐えていけるのでしょうか。釈迦に説法ですけれども、教育は、社会全体に対しての影響が及ぶようになるまでに、それだけでなく時間もかかるわけですね。我々としては無理を言わない範囲ではありますが、しかし、早く進めていただきたいというのが、切に思うところなのですが、5月の取りまとめ以降のスケジュール感について、早急に進められることを担保できるようなものはないのでしょうか。

○森田大臣官房審議官（高等教育局担当） ありがとうございます。

教育再生実行会議の方針を踏まえて、できる限り速やかに中教審での検討はしたいと思っております。

事務局である文科省としては、来年度中には一定の見直しができるかと思っております。

○大槻座長 ありがとうございます。

先ほど、名前が出ましたので、曄道先生、3点ほど、中室委員から意見、スケジュール

感等を中心とした形でいただきましたが、何かコメントはございますでしょうか。

○曄道副会長 ありがとうございます。

一番に挙げていただいた社会人につきましては、やはり社会人の方が、現職から大学院に移行すると、つまり、学術の道に歩み変えるといったようなことが、今まで何となく前提になっていたように思うのですけれども、これから、キャリアパスを考える社会に変わっていかないといけないというときに、先ほど中室先生が御指摘された単位の従量制でものを考えるのかといったようなことであったり、その単位をいろいろな大学院に移動していきながらキャリアを作っていくといったような仕組み全体に、我々も十分注意しないといけないと思っています。

それから、質保証の観点で、出口視点、これは、本当に今、我々が早急に視点の切り替えを図らないといけない点だと思っています。

ただ、この問題で難しいところは、その出口の評価を、例えば、就職先の評価と、教育の本質である人間の形成など、本来の教育の在り方とどうリンクさせるかであり、これからの議論として重要になってくると個人的には考えております。

ありがとうございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、皆さんからの御指摘、御質問をいただきたいと思います。

先に、石戸さんから手が挙がっていたのですが、菅原さんが時間の制約があるということなので、菅原さん、そして、石戸さんという形でお願ひできればと思います。

○菅原委員 どうもありがとうございます。中座しますので、大変申し訳ございませんが、先に意見を述べさせていただきます。

私のほうから、2点、1つは、カリキュラム、もう一つは遠隔授業に関わるところで意見を述べさせていただきます。

その前に、大学の質保証という面に関しては、文科省からの御説明にもありましたように、91年の設置基準の大綱化以降、認可申請による事前チェックから、いわゆる認証評価制度による事後チェックへと移行が図られたと認識していますが、このときの趣旨が、規制緩和によって各大学の特色あるカリキュラム等の設計を可能にする、個々の大学がそれぞれの理念、目的に基づいて自由かつ多様な形で教育を実施することを可能にするという考え方に基づいていたと思います。これから設置基準を見直すときも、ぜひ、そうした理念というか、踏まえたものにしていただきたいと思います。

1つ目のカリキュラムですが、教員が何を教えたか、ではなくて、学修者が何を学んだのか、ということが重視されている今日において、形式的な1単位当たりの時間数に拘ることにどれほど積極的な意義があるのかということについては、やや疑問ではあります。これを議論するとき、諸外国との形式的な比較というのではなく、例えば、先ほどの御説明にありましたが、学生の自学自習の学習時間などを定量的にきちんと把握しているのかとか、授業担当者がシラバス等を通じて、受講者に自学自習の指示を適切に行うこと

になっていますけれども、その実施状況をきちんと検証されているのか、などのデータにきちんと基づいた議論になっていなければ、形式的な単位の話をしてあまり適切とは思えないということです。

2つ目の遠隔授業については、例えば、大学設置基準の25条の2では、メディア授業を実施することができるという規定になっていますが、今の時代を考えると、むしろICTを積極的に活用すべきという規定に変えるべきではないかと思います。

遠隔授業の上限単位数の緩和については、先ほど私大連の方からお話があったのに賛同いたします。その際に、遠隔授業の定義を明確にすることが重要だと思っています。例えばですが、教室で行われる授業をサテライトキャンパスに中継した場合に、教室で受講した学生はリアル授業となりますが、サテライトで受講した学生が60単位という縛りがかかるという扱いが本当に妥当なのか。現在は、こういうところについて、指針で必ずしも明確ではないところがあるのが問題ではないかと思います。よって、上限単位数ではなく、個別の実情に合った柔軟なICT促進制度にしていくことのほうがより重要なのではないかと考えています。一方で、遠隔授業の定義が必要なのは、現在、遠隔授業の体をなさない授業も遠隔授業として取り上げられているケースがあると思います。

文科省の令和2年7月27日の事務連絡ですが、長いので省きますけれども、遠隔授業のほかに、授業中に課すものに相当する課題研究等というのも入っており、これ自体が遠隔授業としてカウントされるものなのかという疑問はあります。単にレポートを出すだけの実態しかないものを遠隔授業というのは、むしろ健全な遠隔授業の促進を阻害していくものだと思いますので、きちんと定義をしていくべきではないかと考えています。

また、ポストコロナ期において、遠隔授業がより一般化してくることになれば、やはり校地・校舎に関する基準を緩和すべきだと考えます。その際のポイントとして、全日制の基準を緩和するという発想ではなくて、通信制や放送大学との垣根を撤廃するというような発想で検討していくことが望ましいのではないかと思います。

最後に、遠隔授業への対応なのですが、校地・校舎基準緩和などの規制緩和の視点だけではなく、例えば、図書館についての従来型の紙媒体のものではなく、電子図書館とか、電子ジャーナルのアクセスが適切に確保されているとか、そういう視点に切り替えた形で質保証をきちんと見直していくことが必要だと思います。デジタル時代に応じた規制改革という視点をきちんと踏まえた上で一貫した見直しをすべきだと思っています。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、文科省のほうから御回答、コメントをお願いしますでしょうか。

○森田大臣官房審議官（高等教育局担当） 御指摘ありがとうございます。

最初に基本的な考え方として、事前規制から事後規制にしてという規制緩和によって、大学の個性化、特色化を進めて、多様な教育が展開されるようにしていく、そういう基本方針を踏まえてということにつきましては、私もそのとおりだと思っています。そうい

う方針のもとで、今後の検討を進めていきたいと思っております。

また、基本的な考え方としては、学修者が何を学んだかと、学修者視点、学修者目線に立った大学教育に抜本的に転換していく必要があるということ。教員が単に指示、何を教えたのかということだけではなくて、それが各学生に徹底されているかどうか、教員が責任をもって把握したり、検証したりする、そういった取組をもっと求める必要がある、そういう御指摘も十分踏まえていく必要があると考えております。

そういう基本方針のもとで、具体的に単位数をどうするか、あるいは通信制と通学制との関係をどうするか、あるいは図書館等についてどうするか、個別具体の事項については、今、御指摘いただいたような基本方針を十分踏まえて、具体的に今後十分検討させていただきたいと思っております。

その際、大学分科会、ここには私立大学連盟から出ていただいている先生方もたくさんおられますので、十分御意見をよく踏まえて今後の十分な検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

菅原さん、今ので何か追加はございますか。

○菅原委員 理念がきちんと制度に落とし込まれていないところに問題があるのだと思いますので本気で理念の制度への落とし込みを徹底していただきたいと思います。また、個別項目について、具体的なスケジュールを整理して出していきたいと思います。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

まさに、そのとおりだと思います。今日の皆さんからの要望事項は、相当多岐にわたっていると思うのですが、それら一つ一つは、現場の声なのでかなり重要なポイントばかりだと思いますので、それについて、改めて御検討いただきたいと思います。もちろん前向きにやっていただいているし、理念が一緒だとすると、向かっている方向は、我々全く一緒だと思うので、その具現化、そして、菅原さんからもクリアにさせていただいたタイムスケジュールについても合わせて、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

では、続きまして、石戸さん、夏野さんの順でお願いします。

○石戸専門委員 石戸です。様々な御説明をいただき、ありがとうございます。

ちょっと私の理解不足かもしれないので確認をしたいのですが、大学の設置基準に関して、文科省さんからの説明で、2040年のグラウンドデザインに向けて、設置基準の議論が進んでいると説明がありましたが、ターゲットとしているのが2040年なのでしょうか。コロナの影響含めて社会が大きく変化する中で、GIGAスクール構想も前倒しになりましたし、当然のことながら全体的に前倒しで検討し、規制改革していく必要があるのではないかと考えています。2040年がターゲットイヤーなのか前倒しの可能性があるのかということについてお伺ひしたいです。

もう1点は、今日挙げていただいた個別の具体的な課題は、この会議でも何度も出ていくことです。

先ほど座長もおっしゃられたように、現場で実際に大学の経営している皆さんが課題として感じていらっしゃる事なので、やはり具体的に検討していかなければいけないと思います。

その一方で、恐らくこういう規制ができた当時は、それなりの意図や根拠があったと思います。ですので、実務教員の3割の話であったり、校地面積の話であったり、全てに関して、具体的にどういう根拠に基づいてどういう趣旨でつくられた規制であったのか、そして、それは今の時代と照らし合わせて効果的に機能しているのかということについて、何かまとめていらっしゃるものがあれば、お示しいただきたいですし、なければ、それを作ることによって、取り組むべきスケジュール工程も作りやすくなるのかなと思いますので、検討をいただけるとうれしいのですが、いかがでしょうか。

○大槻座長 それでは、文科省の方からお願いできますか。

○森田大臣官房審議官（高等教育局担当） ありがとうございます。

グランドデザイン答申は、今後の高等教育の在り方を描いていく上で、ある意味での目標として設定したのが2040年、そこから、今、やらなければならないことは直ちに取っかかりかかっていく、そういう必要性を指摘していただいた答申だと思っております、この設置基準の見直しについても、先ほど申し上げましたとおり、スピード感を持って検討していきたいと思っております。

それから、個々の規定について、それぞれ経緯、意図があって設けられているものの一覧にしたような整理というのは、今すぐあるわけではないのですが、今後、検討に当たっては、そういうことも十分踏まえてやっていく必要があると理解しています。

大学設置基準についても、基本的には、従前、相当細かく規制的であったものを徐々に大綱化する方向で、現在、変更が重ねられてきて、今の状態になっているものでございます。

そういった経緯も十分踏まえた上で、そして、それが現状に合っているのかどうか、さらに、今後の社会のことを考えたときに、どうしていくべきか、そういう議論を、今後しっかりしていきたいと思っております。

○大槻座長 石戸さん、いかがですか。

○石戸専門委員 ありがとうございます。

今、おっしゃっていただいたように、規制緩和するのは大変な事項だと思いますので、やはり根拠の妥当性というのを一つ一つ示していただければと思います。よろしくお願いたします。

○大槻座長 ありがとうございます。

石戸さんからおっしゃっていただいたように、もともとの規制の趣旨、今の時代にそれが本当に必要なかどうか、そして、今日要望者の方々から伺った変更することのメリッ

ト、逆にそのデメリット、つまり、ここがこうだから、これは変えられないのだというのが、我々のほうでも分かれば、非常にありがたいと思いますので、今後、御検討いただければと思います。

夏野さん、いかがですか。

○夏野委員 ちょっと高等学校の話になってしまうのですけれども、先ほど、いろいろ前向きな御対応、本当にありがとうございます。

御説明いただいた中に、若干気になるところがあって、例えば、御説明いただいた資料の4ページの設置基準は改正されているから、もうミニмумになっていますよという高等学校のお話を伺ったのですが、図書室、しかも通信制のほうにまで図書室、図書室は、これは平成16年なので、その当時は、必要不可欠だと思われたのかもしれませんが、図書のほとんどは電子化もされているし、インターネット上で、あらゆるものがあって、教員さんの中には、インターネットの情報ほうそばっかりだと言っている人がいるのもありますけれども、出版社の出すもので、出版社の経営にも携わっていますが、出版社のほうでも、結構いいかげんなものもいっぱい出ているので、そういう意味でいうと、図書室というのは、この現代においても必要不可欠で、なおかつ、これは全日制だけではなくて、通信制にも必要だと思われるのかというのが1つ目で、やはり適切に見直しをしていただきたいというのが1つ目です。

2つ目に、単位取得の柔軟性のお話を差し上げたのですが、もちろんコースを作るというのは、1つの考え方として理解できるのですけれども、もう少し個別に、例えば、アメリカの高校とか大学だと、ウェーバーシステムというのがあって、例えば、その科目についても十分な知識があるということを学校が認める場合には、必修科目のその単位は取らなくていいと、もちろん、それは単位を取得するのではなくて、ほかの科目で取りなさいということになっているのですけれども、英検1級レベルの英語力がある人が、高等学校の英語教育を受ける理由はほとんどなくて、あるいは全日本フィギュア選手権に出ている生徒が体育の授業を受ける意味が本当にあるのかというのは、甚だ疑問なのですけれども、そういう意味での、いわゆるコース分けという群管理ではなくて、個々人に合わせた弾力的なものということの導入というのは、検討は進まないのでしょうかという2つの質問です。

以上です。

○大槻座長 それでは、文科省さん、今の2点について、お願いします。

○塩見大臣官房審議官（初等中等教育局担当） ありがとうございます。

まず、設置基準の関係で、図書室の件であります。図書室につきましては、御指摘のとおり、紙の書籍ばかりではなくて、これからデジタル化が進んでいく中で、恐らく図書室の在り方自体が大きく変わっていくということもあるのかなと考えております。

ですので、今後のデジタル化の急速な進展の中で、一方で、子供たちにとってアクセスできる図書がたくさんあるということは、とても学校環境に大切なことだと思いますけれ

ども、その図書室をどういうものとして管理して、あるいは設置基準でも求めていくかということについては、これからの状況も踏まえながら、当然、不断に考えていく必要があるだろうと思っております。

ただ、一方で、1つだけ申し上げておきますと、図書室あるいは、ここにあります保健室もそうなのですけれども、実は、これらについては、それぞれ学校図書館法という法律と、学校保健安全法という法律がございまして、その法律によりまして、それぞれ学校には必須であるということが定められているということもございまして、現行の設置基準には、こういった規定が置かれているという点を少しだけ触れさせていただきたいと思えます。

○夏野委員　ちなみに、それは、通信制で、先ほど御説明のあったサテライトにまで図書室の附置義務をつけようとするということであれば、これは規制強化になってしまうのですけれども、そういうことなのでしょうか。

○塩見大臣官房審議官（初等中等教育局担当）　図書室について、サテライトのほうも、今回求めようということは、中教審等の議論では、そのような提案をいただいております。

おっしゃるように、一方で見れば、規制強化だという御指摘ももちろんあると承知しておりますけれども、一方で、先ほども申し上げておりますような通信制高校の学習環境を一定水準のものに高めたいという観点からしますと、生徒の学習のための設備ということで考えますと、やはりサテライトであっても、規模はもちろんいろいろだと思いますけれども、一定必要な図書を備えたお部屋というものは設けていただくことが適切ではないかと考えて、今、このような方向で議論をしているところでございます。

○夏野委員　本当に笑ってしまう話ですよ、図書室を、しかも規模を小さく置いたら、ほとんど意味ないと思うのです。逆に言うと、規模が小さい図書室は、本当に意味がないではないですか。別にそんなものは、そちら辺の中小の書店みたいな話で、ほとんどデジタル化されているので、別にインターネットにアクセスできれば、図書室に行かないと思うのです。もし、そこまで規制強化されるのであれば、やはり図書室が、実際、本当に図書を見るための用途で、どれだけ使われているのかという調査をしなければ、ほとんど自学自習の場所になっているのではないかと推測しますけれども、そういうことも踏まえないと、なかなか規制緩和の流れの中で、規制強化みたいな話には、安易にいけないと思えますけれども。

○塩見大臣官房審議官（初等中等教育局担当）　ありがとうございます。

御指摘の点は、おっしゃるところは、我々としても分かるところでございます。

当然、今後の状況を見て、どういう図書室にするかということもあります。先ほど、規模の話をしましたけれども、小さくていいということではなくて、当然、そこで学ぶ生徒に必要な図書は備え置いていただきたいというのが願いでありますけれども、今後、デジタル化の進展も踏まえながら、こういった施設を本当に求めていくかという点については、今、御意見をいただいたことも踏まえて、さらに検討させていただきたいと思えます。

○夏野委員 デジタル化は、今後進展するのではなくて、もう既に進展しまくっている現状だという、出発点が、もうデジタル化は進展しているのだということを、余り文科省さんは、これから進展するという言い方をされますけれども、2040年には図書室はないと思います。

○塩見大臣官房審議官（初等中等教育局担当） すみません、承知しました。当然のことながら、現在、デジタル化が進展しているというのは、当然でございます。

それから、もう一点御指摘をいただきました、ウェーバー式という話もございましたけれども、コース分けでのお話を先ほど申し上げましたけれども、お話しいただいたような点については、恐らく個人でも非常に特定の分野に高い能力を持っておられる生徒さんもいらっしゃるということで、その点の対応をどうするかということだと思います。

現状の仕組みでは、先ほど申し上げたようなことになっておりまして、アメリカのように、その科目についても学ばなくていいという仕組みにはなっていないのですけれども、今後、そうした特異な才能といいますか、特定分野について非常に高い能力を持っているギフテッドと言われるような人も含めて、そういった方々に対する教育の在り方をどうするかというのは、非常に大きな論点になってくると思っております、中教審の答申でも、そういった点についても検討すべしという提案をいただいておりますので、併せて検討させていただきたいと思っております。

○大槻座長 夏野さん、よろしいですか。

○夏野委員 はい。

○大槻座長 ありがとうございます。

今の議論の設置基準のところなのですが、2040年を目指してグランドデザインを書いていくということなのであれば、本当にその頃は、今以上に変わっているわけですね。その時点で何が本当に必要なのか、そして、質というのも、今日のキーワードの1つなのだと思うのですけれども、では、質を高めていくために何が必要かということのエビデンスとともに、まず、しっかり見たほうがいいのではないのでしょうか。なかなか難しいかもしれませんが、それだから時間がかかりますというのだと、我々も困ってしまうのですけれども、スピード感を持って、しかしながら、エビデンスベースで、これは本当に必要かということ、もう一度、先ほども話にありましたけれども、1項目、1項目調べていただければと感じております。

そして、今、夏野委員から高校の設置基準、施設のことでお話がありましたので、ちょうど情報系イノベーション専門職大学の学長の中村伊知哉さんが御到着されていますので、先ほども既に御説明いただきましたが、追加で何か施設、あるいはほかの点でも結構です、コメントがあれば、お願いできますでしょうか。

○中村学長 申し訳ありません。iU学長の中村伊知哉と申します。

遅参いたしまして、議論をきちんと拝聴できていないので、とんちんかんなコメントになるかもしれませんが、まず、専門職大学という制度の創設自体は、一種の大きな

規制緩和で、おかげで専門職大学を設立することができました。

設立に際して苦労したことは多々あるのですけれども、これは制度発足当初で、申請する側も審査側も双方が手探りという面があったらと思いますので、これは改善して専門職大学の生徒が初期の目的どおり発展することを期待しております。

その上で、提出したペーパーに書いたとおりなのですが、補足をいたしますと、規制の理由が不明確で、基準が不明確なものはあるなと感じました。今、夏野さんがおっしゃっていたような紙の本の図書を置く、あるいは教員ごとの個室を置くというのは、ICTのオープンイノベーションという世界の情勢から見て、現時点でどういう正当性があるのか、この辺りは検証しておいていただきたいなと。

あるいは、学校名で、私ども「I」一文字のI専門職大学で申請したのですが、通りませんでした。インフォメーション、イノベーションなどの、我々の学校の性格を最も的確に示すものだと、今でも私は考えているのですが、なぜ通らないかの根拠と理由が不明でございました。

これは、教員、スタッフはもちろんなのですが、学生からも、地域からも、連携している企業からも、「I」一文字のほうがいいねという評価をいまだに受けておりまして、結局、このルールというのが、誰のための、何を守るためのルールなのかというのが不明なままでございます。この辺りを検証の上でルールとして明確にさせていただくと、今後のためになるかなと。

それから、今回の措置と外れるかもしれないので、紙にはしなかったのですが、東京での設立を抑制するという方針にも苦労いたしました。これは、新設を何とか認めていただいたのですが、我々はICTビジネスの学校で、これが東京を排除するというのは、ちょっとあり得ないなと考えておりました。今後、学部を新たに作る、あるいは定員を増やす際にも、東京の可能性を排除しないように、政府には議論をしていただきたい。

こうした規制緩和を日本の学府の国際競争力という点からも検討していただけるとありがたいなと思った次第です。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

本件につきまして、何か文科省さんからコメント等ございますでしょうか。

○森田大臣官房審議官（高等教育局担当） ありがとうございます。

個々の規制、個々の項目について、その規定が必要な理由、そういったものを今日の時点で改めて検証した上で、設置基準の在り方を検討すべきだという基本的な御指摘だったと思います。そういう点は、十分踏まえてやってまいりたいと思っております。

個々の内容につきましては、ルールの明確化、これは、大学設置認可の仕組みを大幅に規制緩和した平成15年の時点において、規制を大幅に緩和して、そして、規制の明確化を図ってきたところであります。

他方で、なかなかルールの明文化が難しいところもあって、そういうところについては、

設置審に多くの私立大学の関係者の方も入っていただいて、いわゆるピアレビューの形で御審査をいただくと。特に、専門分野に関わるようなことについては、専門家の方々によるピアレビューで審査をしているという部分がございます。

そういった部分も、今、御指摘があったような点も踏まえて、ルール必要性、合理性、明確化をどういう形で図れるか、そういったこともよく検討していきたいと思っております。

それから、東京における定員抑制については、これは、一方で、まち・ひと・しごと創生担当大臣の下に設置された有識者会議で取りまとめられた最終報告も踏まえ、法制化され、行われています。そういう様々な社会の要請を受け止めて、どういう形のルールにしていくのがいいのかという調整を図らなければいけない面があるということについても、また、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

そういう意味では、今回、範囲が広い、いろいろな要望、提案をいただいているので、文科省さんとしても、御説明いただいた中だと、直ぐに対応できるものから、これもエビデンスで詰めていく必要はありますけれども、変えると副作用、副反応があるようなものまで、様々なレベル感、レイヤーがあるのかと思いますが、こういった辺りを、整理をしていただくということは可能でしょうか。

○森田大臣官房審議官（高等教育局担当） 個々具体の議論、これから徐々に中教審の質保証システム部会にて議論になっていくと思えます。

恐らく、今、座長から御指摘のあったような副作用、副反応についての指摘も中教審では出てくる可能性があると思っております。

そういう議論の状況を、今後、お知らせを申し上げるということではできると思っています。

○大槻座長 これは、5月までの取りまとめでしたかね。

○森田大臣官房審議官（高等教育局担当） 5月は、総理の下の教育再生実行会議、大きな方向性の提言を踏まえて、中教審のほうで具体的内容について個々に検討していく必要があると思っております。

○大槻座長 そうすると、二段構えで、そちらのほうは、来年度までにはということで、先ほど少し触れていただいたと思えますけれども、こういった個別具体的な要望事項についての様々なファクターですね、エビデンス、もともとの趣旨、変更の場合の副作用、それに対してはこうしたほうがいいのか、そういった個別の項目については来年度中という感じでしょうか。

○森田大臣官房審議官（高等教育局担当） はい、もちろん、委員の先生方の十分理解を得ながら進める必要があります、事務局としては、それにプラス、スピード感を持って対応していきたいと思っております。

○大槻座長 分かりました。我々としても、最初の大臣の代読もありましたが、大臣からの要望事項でもあり、また、この件には国民的な関心も非常に高いわけですし、教育の今の時代、あるいはここから先の時代に合ったものを、前倒しで、リアクティブではなくてプロアクティブに、つまり、こちらから積極的に変えていくのだというような気概でぜひ進めていただければなと思う次第であります。

何か皆さん、そろそろ時間なのですけれども、最後に、このところは言っておきたいとか、御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

かしこまりました。それでは、今日の議論はここまでにしたいと思います。

繰り返しになりますけれども、今日、様々ないただいた要望、提言等については、いずれも非常に重要なポイントだと、我々は理解しておりますので、文科省におかれましても、今後、ますますスピード感をもって具体的な検討及び御対応を進めていただければと思っております。

今日の議事は、これにて終了いたしましたので、御説明者の皆さんは、御退席をいただければと思います。ありがとうございました。